第九管区海上保安本部公示第23号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年4月27日

神通川河口部の水路測量

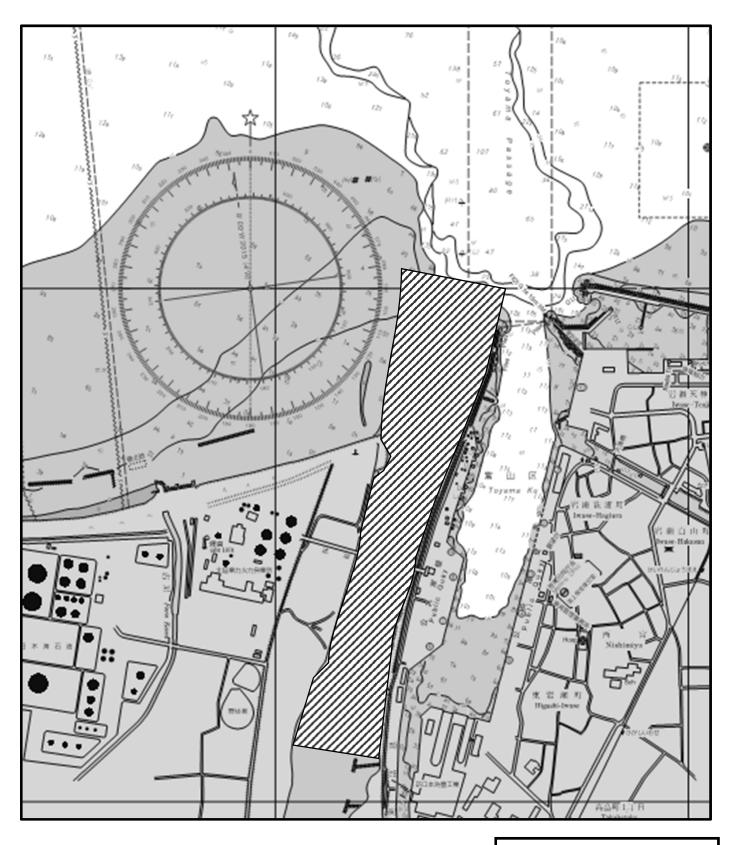
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所
 - 住 所 富山県富山市奥田新町2番1号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 神通川河口部(付図に示すとおり)
 - 期 間 令和5年5月8日から令和5年6月20日までのうち7日間
- 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則 (昭和 25 年運輸省令第 55 号) 第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

付図



測量区域